２０２６年１１月２６日

自己株式の取得に係る事項の変更（取得期間の延長）に関するお知らせ

（会社法第１６５条第２項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得）

武蔵野銀行（頭取　長堀　和正）では、２０２６年３月１６日開催の取締役会において、自己株式の取得について決議いたしましたが、２０２６年１１月２６日開催の取締役会において、取得を完遂することを目的に、別紙のとおり取得に係る事項の一部変更（取得期間の延長）を決議いたしましたのでお知らせいたします。

なお、本件につきましては、本日東京証券取引所においても同時に発表しております。

以　上

報道機関からのお問い合わせ先
総合企画部　　塚田 洋輝
ＴＥＬ（０４８）６４１－６１１１（代）

2026年11月26日

各　位

会　社　名　株式会社　　武蔵野銀行
代 表 者 名　取締役頭取　長堀　和正
（コード番号　8336　東証プライム）
問 合 せ 先　執行役員総合企画部長　桑久保　祐二
（TEL　048－641－6111）

自己株式の取得に係る事項の変更（取得期間の延長）に関するお知らせ

（会社法第165条第２項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得）

当行は、2026 年３月 16 日開催の取締役会において、自己株式の取得について決議いたしましたが、2026年11月26日開催の取締役会において、取得を完遂することを目的に、下記のとおり取得に係る事項の一部変更（取得期間の延長）を決議いたしましたのでお知らせいたします。

なお、自己株式の取得に係る事項については、会社法第 165 条第３項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、本日開催の取締役会において決議したものであります。

記

自己株式の取得期間

変更前	変更後
2026年3月17日　～　2026年12月30日	2026年3月17日　～　2027年3月16日

（ご参考）

１．2026年３月16日開催の取締役会における自己株式の取得に関する決議内容

（１）取得対象株式の種類　　当行普通株式
（２）取得する株式の総数　　600万株（上限）
（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合6.03%）
（３）株式の取得価額の総額　100億円（上限）
（４）取得期間　　2026年3月17日（火）～2026年12月30日（水）
（５）取得方法　　東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)を含む市場買付

なお、今回取得する自己株式は、2027年3月末までに消却する予定であります。

２．上記取締役会決議内容に基づき2026年11月26日までに取得した自己株式の累計

（１）取得した株式の総数　　2,120,000株
（２）株式の取得価額の総額　4,995,193,000円

※当行は、2026年４月１日付で普通株式１株につき３株の割合で株式分割を実施しております。
上記「取得する株式の総数」及び「取得した株式の総数」は、株式分割後の株式数で記載しております。

以　上